

2 法 令 関 係

1 大田区防災会議条例

昭和 38 年 6 月 15 日条例第 18 号
改 正 平成 7 年 12 月 14 日条例第 52 号
改 正 平成 12 年 3 月 10 日条例第 18 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき大田区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大田区防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 災害発生に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから区長が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 区議会議員
 - (2) 指定地方行政機関の職員又はこれに準ずる機関の職員
 - (3) 区を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の隊長又は隊員
 - (4) 東京都の職員（次号及び第 8 号に掲げる者を除く。）
 - (5) 警視庁の警察官
 - (6) 区の職員
 - (7) 区教育委員会教育長
 - (8) 東京消防庁の消防吏員
 - (9) 消防団長
 - (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (11) 公共的団体の役員
 - (12) その他区長が必要と認める者

6 前項の委員の総数は、60 人以内とする。

7 第 5 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、同項第 2 号から第 9 号までに掲げる者で区長が任命し、又は委嘱する委員については、この限りでない。

8 前項の規定により任期が 2 年とされた委員に欠員が生じたときは、その残任期間をもって後任の委員の任期とする。

9 第 7 項の規定により任期が 2 年とされた委員は、再任されることができる。

10 前項の規定は、第 8 項の委員について準用する。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、区の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、区長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部 会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議 事)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 大田区防災会議運営規程

昭和38年8月5日大田区防災会議決定
改正 令和3年3月26日

(目的)

第1条 この規程は、大田区防災会議条例（昭和38年条例第18号）第6条の規定に基づき、大田区防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項および理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。
- 3 会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(会議招集の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合等は、委員に書面を送付し、賛否を問い合わせ、審議することをもって会議に代えることができる。

- 2 前項の規定においては、委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。また、その書面内容が、会議を招集した場合の効果と同等と認められる場合は、会議に出席したものとみなす。

(議事手続)

第4条 会議の議事は、会長が主宰する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の記録)

第5条 会長は、議事録を作成しておかなければならぬ。

- 2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席した委員の職名及び氏名
 - (3) 議事の件名および概要ならびに議決事項
 - (4) その他必要と認める事項

(委任)

第6条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

- 2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第7条 専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

(部会)

第8条 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この規程は、昭和38年8月5日から施行する。

3 大田区災害対策本部条例

昭和38年6月15日

条例第19号

改正

平成25年3月15日第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、大田区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属する本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 前2条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則（平成25年3月15日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 大田区災害対策本部条例施行規則

昭和49年7月26日規則第57号
改正令和4年3月31日第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区災害対策本部条例（昭和38年条例第19号。以下「条例」という。）に基づき、大田区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢の確立及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集、伝達及び報告に関すること。
- (3) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (4) 東京都に対する重要な要請に関すること。
- (5) 災害救助の実施に関すること。
- (6) 都及び他区の相互応援に関すること。
- (7) 応急公用負担に関すること。
- (8) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次の者をもつて構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 危機管理監
- (4) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第4条 副本部長は、副区長及び教育長をもつて充てる。

2 条例第3条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副区長、教育長の順とする。この場合において、副区長の順序は、大田区長の職務代理順序に関する規則（平成29年規則第68号）の例による。

(危機管理監)

第5条 危機管理監は、危機管理室長の職にある者をもつて充てる。

2 危機管理監は、第2条に規定する本部長室の所掌事務を一体的かつ効果的に実施するため、次に掲げる職務を行う。

- (1) 災害情報の全体的な集約及び整理を行い、本部長に報告すること。
- (2) 本部長の命を受け、各部長に指示すること。
- (3) 本部長室の審議策定において、区全体の視点から最も効果的かつ具体的な災害対応策を立案すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害対策本部の運営及び災害対策活動の総合調整に関するこ。

3 危機管理監は、本部長の指揮を調整し、前項の職務を遂行するために災害対策本部事務局を設置することができる。この場合において、危機管理監は、迅速かつ効果的な災害対応を目的として、危機管理監の職務を補佐する職員を必要に応じて招集することができる。

4 危機管理監は、災害対策本部事務局の設置に当たり、必要な人員の派遣を各部長に求めることができる。

5 部長は、前項の規定により、人員の派遣を求められたときは、特段の事情がない限り、当該求めに応じなければならない。

6 危機管理監は、本部長及び副本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。

7 危機管理監の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(本部員)

第6条 本部員は、大田区庁議規則（昭和40年規則第57号）第2条第1項の規定により構成される者（区長、副区長及び教育長を除く。）をもつて充てる。

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要と認めるときは、区の職員のうちから本部員を指名することができる。

(部)

第7条 部の名称、部長名及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、部の編成及び分掌事務の一部を変更し、又は部に新たな事務若しくは他の部の事務を臨時に分掌させることができる。

2 部に属すべき本部の職員は、当該部課等に対応する通常の行政組織における機関に所属する職員のうちから部長が命ずる。

3 前項に掲げるもののほか、部の編成に関して必要な事項は、部長が定める。

(部計画の提出)

第8条 部長は、部の災害時に関し災害時業務計画、動員計画、災害時に継続して行う非常時における優先業務を取りまとめた計画（以下「業務継続計画」という。）、訓練計画その他の災害対策上必要な計画を作成し、部内への周知徹底を図る等、常に円滑な活動態勢を確立しておかなければならぬ。

2 前項の計画のうち、災害時業務計画及び動員計画は、毎年4月1日現在で修補正を行い、本部長に報告しなければならない。

(業務継続計画策定推進委員会)

第9条 副本部長は、業務継続計画の実効性を継続的かつ効果的に向上させるため、必要に応じて業務継続計画を運用し、管理するための組織である大田区業務継続計画策定推進委員会を設置することができる。

2 前項の大田区業務継続計画策定推進委員会に係る組織及び運営については、別に定める。

(職務権限)

第10条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(職員の責務)

第11条 本部の職員は、本部が設置されない平時においても、人材育成や訓練等を通して担当業務に習熟する等、災害対策に関し、前条の例により、それぞれの分掌事務が迅速に実施されるように努めなければならない。

(本部長の職務の代理)

第12条 本部長、副本部長及び危機管理監に事故があるときは、別に定める順序により本部長の職務を代理する。

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

付 則（昭和60年4月1日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表中共同利用施設、文化センター及び平和島ユースセンターに係る改正規定は、昭和60年5月1日から施行する。

付 則（平成10年3月31日規則第66号）

この規則中、第1条の規定は平成10年4月1日から、第2条の規定は平成10年5月6日から施行する。

付 則（平成18年3月30日規則第53号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年6月30日規則第68号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

付 則（令和2年7月17日規則第95号）

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

付 則（令和2年10月2日規則第115号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年3月26日規則第102号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月31日規則第47号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

	分掌事務
危機管理監	災害対策活動の総合調整に関すること。 本部長室の運営に関すること。 災害対応策の立案に関すること。 各災対部長への指示に関すること。 本部の通信に関すること。 災害情報の全体的な集約、整理及び報告に関すること。 災害状況に係る分析及び認識の統一に関すること。 災害時の広報に関すること。 災対各部局間の支援及び調整に関すること。 分掌事務に規定がない事案の差配に関すること。 災害対策本部事務局の設置及び運営の総括に関すること。 防災業務従事者の安全管理及び災害補償に関すること。 特命事項及び応急的な事案処理の総括に関すること。

別表第2（第7条関係）

部名・部長名	分掌事務
各部共通事項	本部長室との連絡に関すること。 部所管施設利用者の保護及び避難誘導に関すること。 部所管施設の被害情報の収集に関すること。 部所管施設、機器の保全点検及び機能確保に関すること。 部所属職員の動員に関すること。 部内の連絡調整及び協力に関すること。 協定団体との連絡調整に関すること。 他部への支援に関すること。 他の地方公共団体からの応援職員の配備に関すること。
1 災対企画経営部 部長 企画経営部長	災害対策本部事務局の設置及び運営に関すること。 災害対応に係る予算に関すること。 災害時の広聴に関すること。 災害記録に関すること。 情報システムの維持及び復旧に関すること。 公共施設の応急危険度判定及び応急対策に関すること。 災害対応に係る現金の出納管理に関すること。 特命事項及び応急的な事案処理に関すること。

部名・部長名	分掌事務
2 災対総務部 部長 総務部長	災害対策本部事務局の設置及び運営に関すること。 本部長及び副本部長との連絡調整に関すること。 輸送の総括に関すること。 救援物資の受入れ及び分配に関すること。 応急公用負担に関すること。 応急措置の実施に伴う訴訟に関すること。 物品及び物資等の調達に関すること。 応急対策用用地に関すること。 本部の職員の服務及び給与等に関すること。 本部の職員の装備及び給食に関すること。 本部の部局間の人的応援の調整に関すること。 他の地方公共団体からの応援職員の受入れの総括に関するこ と。 区議会議員に関すること。 特命事項及び応急的な事案処理に関すること。
3 災対地域力推進部 部長 地域力推進部長	避難所に関すること。 地域の被災情報及び避難情報の収集に関すること。 地域防災活動の支援に関すること。 地域施設との連絡調整に関すること。 災害ボランティアセンターの開設に関すること。 災害ボランティアの総合調整に関すること。 り災証明書の発行業務に関すること。 義援金に関すること。
4 災対スポーツ・文化・国際都市 部 部長 スポーツ・文化・国際都市 部長	要配慮者（外国人）に関すること。 語学ボランティアに関すること。
5 災対区民部 部長 区民部長	帰宅困難者及び駅前滞留者に関すること。 死亡届及び埋火葬許可の事務処理に関すること。 避難所等の支援に関すること。
6 災対産業経済部 部長 産業経済部長	飲料水及び食糧の調達に関すること。 中小企業及び農漁業の災害対策に関すること。
7 災対福祉部 部長 福祉部長	要配慮者（高齢者・障害者）に関すること。 福祉避難所（高齢者・障害者）の開設及び管理運営に関するこ と。 福祉ボランティアに関すること。 遺体収容所に関すること。 遺体埋葬等に関する事務処理に関すること。 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関すること。 災害援護資金の貸付けに関すること。 被災者生活再建支援金の支給に関すること。

部名・部長名	分掌事務
8 災対健康政策部 部長 健康政策部長	医療救護活動に関すること。 医師会及び医療機関との連絡調整及び協力に関すること。 医薬品及び医療器具等の調達及び分配に関すること。 診療可能な医療機関の調査及び把握に関すること。 被災地、避難所等における保健・生活衛生対策に関すること。 被災地、避難所等における健康管理に関すること。 医療ボランティアに関すること。 遺体埋葬等に関する事務処理に関すること。
9 災対こども家庭部 部長 こども家庭部長	要配慮者（乳幼児）に関すること。 福祉避難所（乳幼児）の開設及び管理運営に関すること。 応急保育に関すること。 乳幼児に関する相談業務に関すること。
10 災対まちづくり推進部 部長 まちづくり推進部長	民間建築物の応急危険度判定に関すること。 がけ崩れに関すること。 被災宅地の危険度判定に関すること。 被災住宅の応急対応に関すること。 住家被害認定調査に関すること。 家屋解体に関すること。 応急仮設住宅に関すること。
11 災対都市基盤整備部 部長 都市基盤整備部長	災害対策本部事務局の設置及び運営に関すること。 土木構造物の被害調査及び応急対策に関すること。 道路障害物に関すること。 ライフラインの被害状況に関すること。 交通規制情報に関すること。 応急給水槽及び給水所での給水活動に関すること。 避難場所に関すること。 水防に関すること。 がれき処理の支援に関すること。 特命事項及び応急的な事案処理に関すること。
12 災対環境清掃部 部長 環境清掃部長	被災地の廃棄物の処理に関すること。 備蓄物資等の輸送に関すること。 環境保全の調査及び対策に関すること。 がれき処理に関すること。 し尿処理に関すること。
13 災対教育総務部 部長 教育総務部長	学校災害対策本部に関すること。 避難所（学校）に関すること。 応急仮設校舎の建設に関すること。 応急仮設校舎の管理運営に関すること。 被災児童、生徒の教科書及び学用品の給与に関すること。 応急教育に関すること。

備考

- (1) この表に定めるもののほか、担当部長及び参事は、当該部長補佐とする。
- (2) 空港まちづくり本部長及び鉄道・都市づくり部長は、まちづくり推進部に所属し、当該部長補佐とする。

5 大田区災害対策本部運営要綱

平成21年4月13日施行
改正令和5年9月11日5総防発第10785号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田区災害対策本部条例施行規則（昭和49年規則第57号。以下「規則」という。）に基づき大田区災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関する基本的事項を定めるとともに、規則第7条の規定に基づき部の編成について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害で、災害救助法施行令（昭和22年法律第225号）第1条に定める程度のものをいう。

第2章 本部の設置及び廃止

(本部の設置)

第3条 区長は、区の区域内（以下「区内」という。）について、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めたときは本部を設置する。

- 2 本部を構成する部の部長のある者（以下「部長」という。）は、本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理室長に本部の設置を要請するものとする。
- 3 危機管理室長は状況により本部を設置する必要があると認めたときは、副区長の職に充てられている者と協議の上、本部の設置を区長に申請するものとする。ただし、緊急の場合は、危機管理室長の判断により区長に本部の設置を申請することができるものとする。

(本部の設置の通知等)

第4条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部を設置したときは、直ちにその旨を部長及び都知事に通知しなければならない。この場合において、必要があると認めたときは、次の各号に規定する者に対しても、通知するものとする。

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (2) 隣接の区長及び市長

- 2 前項の通知を受けた部長は、本部の設置について、規則第7条第2項に規定する本部の職員に周知徹底しなければならない。

(本部の標示の掲出)

第5条 本部長は、本部を設置したときは、「大田区災害対策本部」の標示を本庁舎正面玄関前に掲出するものとする。

(本部の廃止)

第6条 本部長は、区内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止するものとする。

- 2 本部廃止の通知等は、第4条に準じるものとする。

第3章 本部の非常配備態勢

(非常配備態勢の指令)

第7条 本部長は、本部を設置したときは、別表第1に掲げる発令基準により、非常配備態勢の指令を発し、部長及びその他本部の職員を配備する。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要と認める場合は、別表第1に掲げる発令基準により、非常配備態勢の指令を発することができるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、震度4以上の地震が発生した場合又は災害による小規模な被害の発生が確認された場合は、別表第1に掲げる発令基準により、非常配備態勢の指令が発せられたものとみなす。
- 4 前3項の規定により、配備される職員（以下「参集指定職員」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。
- 5 参集指定職員は、直ちに本部長又は区長の指揮下に入り、災害応急対策の業務に従事しなければならぬ

い。

(拠点配置職員等の指定)

第8条 区長は、前条第2項に規定する指令が発せられる場合において災害応急活動に従事させ、又は前条第3項に規定する指令（以下「みなし発令」という。）が発せられる場合において、第3次配備態勢及び第4次配備態勢の災害応急活動に従事させるため、拠点配置職員及び特別出張所補完配置管理職員をあらかじめ指定するものとする。

2 前項に規定する職員の指定方法、運用方針等は、別に定める。

3 参集指定職員又は第1項の規定により指定された職員は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった場合は、参集することを要しないものとする。当該職員の自宅が被害を受け、又は被害を受ける可能性が高い場合も同様とする。

(非常配備態勢の特例)

第9条 本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

(災害対策本部事務局及び部の編成)

第10条 規則第5条第3項に規定する災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）及び規則第7条第3項に規定する部の編成は、別表第2のとおりとする。

第4章 本部職員の指名

第11条 削除

(本部職員の配置)

第12条 部長は、非常配備態勢の指令（みなし発令を含む。）が発せられたときは、本部の職員を所定の部署に、直ちに配置しなければならない。

2 前項の規定は、拠点配置職員及び特別出張所補完配置管理職員には適用しない。

3 部長は、災害の状況に応じて所属する本部の職員を適切に配置するよう努めなければならない。

第13条 削除

第14条 削除

(被服等)

第15条 本部の職員が着用する被服等については別に定める。

第5章 本部連絡員

(本部連絡員の服務等)

第16条 部長は、部所属の職員のうちから本部連絡員を指名し、あらかじめ危機管理室長に報告しなければならない。

2 部長は、本部連絡員を交代させるときは、直ちに危機管理室長（危機管理監）に報告しなければならない。

3 本部連絡員は、通信要員を伴って出席しなければならない。

第6章 本部長室

(本部長室の開設)

第17条 本部長室は、原則として本庁舎庁議室を開設する。

2 危機管理監は、本部が設置されたときは、直ちに本部長室を開設するための必要な措置をとるものとする。

(本部長室の運営)

第18条 本部長は、規則第2条に定める所掌事務について審議する必要があるときは、副本部長及び本部員を招集する。

2 本部長は、特に必要があると認めたときは、本部長室の構成員以外の者に対し、本部長室への出席を求めることができる。

3 部長は、その所掌事項に関し、本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議しなければならない。

(代理順序)

第19条 規則第12条に定める本部長の職務代理の順序については、次のとおりとする。

- (1) 企画経営部、総務部、地域力推進部、スポーツ・文化・国際都市部、区民部、産業経済部、福祉部、健康政策部、こども家庭部、まちづくり推進部、鉄道・都市づくり部、空港まちづくり本部、都市基盤整備部、環境清掃部、教育総務部、会計管理室の順の部局の長（会計管理室にあっては会計管理者をいう。）
- (2) 監査事務局、議会事務局の順の局長
- (3) 第1号に掲げる順の部局で、大田区組織規則（昭和40年規則第5号）別表第1第2欄で掲げる順の担当部長等
- (4) 第1号に掲げる順の部局で当該部局の参事
- (5) 防災危機管理課長、防災計画担当課長、防災支援担当課長、生活安全担当課長
- (6) 第1号に掲げる順の部局で、大田区組織規則第3条に定める順の課長（防災危機管理課長を除く。）、大田区特別出張所処務規程（平成21年訓令甲第45号）別表第1に掲げる順の特別出張所の特別出張所長、志茂田福祉センター所長、上池台障害福祉会館長、大田区保健所処務規程（平成21年訓令甲第53号）第2条に定める順の課の課長、こども家庭支援センター所長、大田区清掃事務所処務規程（平成12年訓令甲第24号）別表に掲げる順の清掃事務所の所長、大田区教育委員会事務局処務規則（昭和49年教育委員会規則第9号）第2条に掲げる順の課長、教育センター所長、幼児教育センター所長、大田図書館長、選挙管理委員会事務局長、議会事務局次長
- (7) 第1号に掲げる順の部局で大田区組織規則別表第2第2欄に掲げる順の担当課長（防災計画担当課長、防災支援担当課長、生活安全担当課長を除く。）、大田区保健所処務規程別表第1第1欄に掲げる順の担当課長、大田区教育委員会事務局処務規則別表第1欄に掲げる順の担当課長
- (8) 第1号に掲げる順の部局の副参事、議会事務局副参事

第7章 災害対策本部事務局

第20条 削除

（危機管理監を補佐する職員）

第21条 規則第5条第3項後段に規定する職員は、災害対策本部を設置した際に、災害時広報、安全管理、連絡調整等の災害対策活動に密接な関係を有する職責上の観点から、危機管理監を補佐する。この場合において、当該職員は、危機管理監の職務命令に基づき従事する。

（事務局の要員）

第22条 事務局の要員は、防災危機管理課並びに災対企画経営部及び災対総務部から招集した職員で構成する。

2 水防に係る災害対策においては、前項に加えて、災対都市基盤整備部から招集した職員も事務局を構成する。

第8章 人材育成等

（人材育成方針等の作成）

第23条 危機管理室長は、規則第8条に規定する災害時業務計画及び業務継続計画を円滑かつ着実に遂行するため、人材育成方針等を策定の上、職務等に応じた防災研修を企画運営して全序的な立場から職員の防災教育を推進する。

（部長の役割）

第24条 部長は、規則第8条の規定に基づき、部内研修及び部内訓練を企画運営して所属職員の業務習熟を推進する。

第9章 削除

第10章 本部の報道

（本部の発表）

第27条 本部からの発表は、原則として本庁舎内において行う。

（報道機関との連絡）

第28条 報道機関に対する本部の発表は、災対企画経営部長が行う。

2 部長は、部の所管事項について、報道機関に発表しようとするときは、あらかじめ災対企画経営部長に協議しなければならない。

第11章 本部の通信

(通信の運営管理)

第29条 本部の通信の運営管理は、危機管理監が統括し、災対総務部長が補佐する。

2 危機管理監は、本部が設置されたときは、本部の通信連絡系統を確保しなければならない。

3 部長は、本部が設置されたときは、直ちに通信連絡体制の確保を図らなければならない。

第30条 削除

(通信統制)

第31条 危機管理監は、重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、区防災行政無線等の通信回線を確保する必要があるときは、通信統制を行うことができる。

第12章 本部の財務

(費用の負担)

第32条 本部設置後、各部分掌事務の遂行に要した経費は、本部が負担する。

(予算手続)

第33条 本部が設置されたときの予算手続は、大田区予算事務規則（昭和39年規則第37号）に基づき処理する。

2 部長は、その分掌事務の遂行に必要な予算に不足を生じるとき又は予算措置が講じられていないときは、直ちに災対企画経営部長の指示を受けなければならない。

3 災対企画経営部長は、本部が設置されたとき、又は前項の指示を求められたときは、速やかに予算措置方針を本部長室に付議して、関係部長に必要な指示をしなければならない。

4 部長は、緊急の経費について前2項の指示を求めるいとまがないときは、部長かぎりにおいて、臨機・適切な処置をとることができる。この場合、事後速やかに災対企画経営部長に報告し、その承認を求めなければならない。

5 災対企画経営部長は、各部の分掌事務が円滑に遂行できるよう、予算事務について、指導・協力しなければならない。

(調達手続)

第34条 本部が設置されたときの物資調達手続は、大田区予算事務規則及び大田区契約事務規則（昭和39年規則第18号）に基づき処理する。

2 災害時において前項によることができない場合、災対総務部長は本部長室に付議して臨機・適切な処置をし、又は各部長をして処置するよう指示することができる。

3 事務処理は、「物品購買請求書」及び「契約締結請求書」の各葉の左上欄に「災」と朱書し、本部組織によって処理するものとする。

(工事施行手続)

第35条 災害時において緊急工事を施行する必要が生じたとき、本部長の指示を受けて、大田区工事施行規程（昭和51年訓令甲第10号）第15条に定める手続きにより処理することができる。ただし、事後、直ちに所定の手続をとらなければならない。

(支払手続)

第36条 本部が設置されたときの支払手續は、大田区会計事務規則（平成8年規則第46号）に基づき処理する。

2 災害時において前項によることができない場合、会計管理者は本部長室に付議して臨機・適切な処置をし、又は部長をして処置するよう指示することができる。

3 即時支払いを必要とする経費については、あらかじめ大田区会計事務規則に準じた手続により会計管理者が資金前渡を受け処理する。

4 会計管理者は、本部が設置されたときは、速やかに支払い方法に関する基本方針を本部長室に付議して部長に必要な指示をしなければならない。

(事後手続)

第37条 部長は災害終了後、活動に要した諸経費について、災害対策経費報告書により本部長あて報告しなければならない。

第13章 その他

(雑則)

第38条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

付 則 (平成25年3月29日24地防発第11786号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月24日25地防発第11613号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月23日26地防発第12019号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月17日27地防発第11892号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月16日28総防発第11888号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月9日29総防発第11724号)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (令和元年5月15日31総防発第10219号)

この要綱は、令和元年5月15日から施行する。

付 則 (令和2年9月9日2総防発第10874号)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (令和3年3月11日2総防発第11890号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年3月3日3総防発第11695号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年3月14日4総防発第11735号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年9月11日5総防発第10785号)

この要綱は、令和5年9月11日から施行する。

別表第1（第7条関係）

態勢	発令基準	参集指定職員
第1次配備態勢 〔注意態勢〕	区内において震度4以上の地震が発生した場合	危機管理室長 防災危機管理課長 防災計画担当課長 防災支援担当課長 生活安全担当課長 区内在住の防災危機管理課職員
第2次配備態勢 〔警戒態勢〕	次のいずれかに該当する場合に発令する。 (1) 区内において震度5弱以上の地震が発生した場合 (2) 東海地震注意情報の発表並びに災害及び大規模事故が発生し、又は発生するおそれがある場合 (3) 本部長（区長）が災害対策上必要と認めた場合	区内在住の参事・副参事・専門参事・専門副参事 概ね全職員の1／10（都費教職員を含む。） とし、規則第8条に規定する動員計画によりあらかじめ指定した職員。 ただし、本部長（区長）は災害対策を進め上で必要に応じて、所属単位に増員又は減員をするものとする。

第3次配備態勢 [非常態勢]	次のいずれかに該当する場合に発令する。 (1) 区内において震度5強以上の地震が発生した場合 (2) 局地災害が発生した場合 (3) 状況により本部長（区長）が災害対策上必要と認めた場合。 (4) 区内に災害による小規模な被害の発生が確認された場合	区外在住の参事・副参事・専門参事・専門副参事 概ね全職員の1／2（都費教職員を含む。）とし、規則第8条に規定する動員計画によりあらかじめ指定した職員。 ただし、本部長（区長）は災害対策を進める上で必要に応じて、所属単位に増員又は減員をするものとする。
第4次配備態勢 [厳戒態勢]	次のいずれかに該当する場合に発令する。 (1) 区内において震度6弱以上の地震が発生した場合 (2) 本部長（区長）が災害対策上必要と認めた場合	全職員（都費教職員を含む。） ただし、本部長（区長）は災害対策を進める上で必要に応じて、所属単位に増員又は減員をするものとする。

別表第2（第10条関係）

事務局の編成

責任者	所属課・担当課長名
危機管理監	防災危機管理課 防災計画担当課長 防災支援担当課長 生活安全担当課長
災対企画経営部 【部長】 企画経営部長	企画課 経営改革担当課長 企画調整担当課長 財政課 広聴広報課 情報政策課 施設整備課 施設保全課 会計管理室
災対総務部 【部長】 総務部長	総務課 秘書課長 法務担当課長 内部統制・情報セキュリティ担当課長 人権・男女平等推進課 人事課 人事企画担当課長 経理管財課 選挙管理委員会事務局 監査事務局 議会事務局

部の編成

部名・部長名	所属課・担当課長名
災対地域力推進部 【部長】 地域力推進部長	地域力推進課 区民協働担当課長 青少年健全育成担当課長 特別出張所（大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿、嶺町、田園調布、鶴の木、久が原、雪谷、千束、糀谷、羽田、六郷、矢口、蒲田西、蒲田東）
災対スポーツ・文化・国際都市部 【部長】 スポーツ・文化・国際都市部長	スポーツ推進課 文化振興課 国際都市・多文化共生推進課
災対区民部 【部長】 区民部長	戸籍住民課 課税課 納税課 国保年金課 後期高齢者医療担当課長
災対産業経済部 【部長】 産業経済部長	産業振興課 産業調整担当課長 工業振興担当課長 商業・観光振興担当課長 イノベーション事業担当課長
災対福祉部 【部長】 福祉部長	福祉管理課 福祉支援調整担当課長 子ども生活応援担当課長 指導監査担当課長 高齢福祉課 元気高齢者担当課長 介護保険課 介護サービス推進担当課長 障害福祉課 障害福祉サービス推進担当課長 地域福祉課（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田） 生活福祉課（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田） 自立支援促進担当課長 志茂田福祉センター 上池台障害者福祉会館 障がい者総合サポートセンター
災対健康政策部 【部長】 健康政策部長	健康医療政策課 災害・地域医療担当課長 感染症対策課 感染症対策調整担当課長 保健予防調整担当課長 生活衛生課 健康づくり課 地域健康課（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田）

部名・部長名	所属課・担当課長名
災対こども家庭部 【部長】 こども家庭部長	子育て支援課 子育て支援事業調整担当課長 児童相談所開設準備担当課長 子ども家庭支援センター 保育サービス課 保育サービス推進担当課長
災対まちづくり推進部 【部長】 まちづくり推進部長	都市計画課 まちづくり計画調整担当課長 公共交通・臨海部担当課長 防災まちづくり課 用地課 建築調整課 住宅担当課長 建築審査課 建築指導担当課長 鉄道・都市づくり課 新空港線・沿線整備担当課長 拠点整備第一担当課長 拠点整備第二担当課長 蒲田駅拠点整備担当課長 空港まちづくり課 空港基盤担当課長
災対都市基盤整備部 【部長】 都市基盤整備部長	都市基盤管理課 都市基盤計画調整担当課長 道路課 公園課 建設工事課 基盤工事担当課長 地域基盤整備第一課 地域基盤整備第二課 地域基盤整備第三課
災対環境清掃部 【部長】 環境清掃部長	環境計画課 環境対策課 清掃事業課 清掃事務所（大森、蒲田）
災対教育総務部 【部長】 教育総務部長	教育総務課 教育施設担当課長 学務課 指導課 指導企画担当課長 学校支援担当課長 教育センター 幼児教育センター 大田図書館 各区立小・中学校

備考

- 1 会計管理者は災対企画経営部に、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び議会事務局長は災対総務部に、福祉支援担当部長、障がい者総合サポートセンター所長は災対福祉部に、保健所長、新型コロナウイルスワクチン調整担当部長は災対健康政策部に、こども家庭支援担当部長は災対こども家庭部に、鉄道・都市づくり部長、空港まちづくり本部長は災対まちづくり推進部に所属することとする。
- 2 副参事は、原則として所属部の庶務担当課長を補佐することとする。
- 3 第22条第2項に基づく場合に限り、災対都市基盤整備部も事務局を編成する。

6 大田区災害復興本部条例

平成30年10月3日
条例第56号

(趣旨)

第1条 この条例は、大田区災害復興本部（以下「本部」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 区長は、大田区が震災等により重大な被害を受けた場合において、被災地の復興並びに区民生活の再建及び安定に関する事業（以下「災害復興事業」という。）を速やかに、かつ、計画的に実施するため必要があると認めるときは、本部を設置するものとする。

(本部の組織)

第3条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属する本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第4条 大田区災害復興本部長（以下「本部長」という。）は、区長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 大田区災害復興副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 大田区災害復興本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(廃止)

第5条 区長は、本部設置の目的が達成されたと認めるときは、本部を廃止するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 大田区災害復興本部条例施行規則

平成30年10月3日規則第97号
改正令和4年3月31日規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区災害復興本部条例（平成30年条例第56号。以下「条例」という。）に基づき、大田区災害復興本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 被災地の復興並びに区民生活の再建及び安定に関する事業（以下「災害復興事業」という。）に係る基本的な方針及び総合的な計画に関すること。
- (2) 災害復興事業に係る財政、人事及び組織に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、重要な災害復興事業に関すること。

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- (1) 大田区災害復興本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 大田区災害復興副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 大田区災害復興本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第4条 副本部長は、副区長及び教育長をもって充てる。

2 条例第4条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副区長、教育長の順とする。この場合において、副区長の順序は、大田区長の職務代理順序に関する規則（平成29年規則第68号）の例による。

(本部員)

第5条 本部員は、大田区庁議規則（昭和40年規則第57号）第2条第1項の規定により構成される者（区長、副区長及び教育長を除く。）をもって充てる。

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要と認めるときは、区の職員のうちから本部員を指名することができる。

(部)

第6条 部の名称、部長名及び分掌事務は、別表のとおりとする。ただし、本部長が特に必要と認めるとときは、部の編成及び分掌事務の一部を変更し、又は部に新たな事務若しくは他の部の事務を臨時に分掌させることができる。

2 部に属すべき本部の職員は、当該部課等に対応する通常の行政組織における機関に所属する職員のうちから部長が命ずる。

3 前項に掲げるもののほか、部の編成に関する必要な事項は、部長が定める。

(復興本部事務局)

第7条 本部長室に復興本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局は、災害復興事業に係る事業計画、財政計画、人員計画等の総合的な調整、本部長室の庶務、その他本部長が必要と認める事務を処理する。

3 事務局に事務局長を置き、総務部長をもって充てる。

4 事務局長は、事務局の事務を掌理する。

5 事務局に属する職員は、総務部総務課の職員のうちから本部長が指名する。

(職務権限)

第8条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(委任)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和4年3月31日規則第48号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

部の名称	部長名	部の分掌事務
各部共通事項		<ol style="list-style-type: none">1 本部長室との連絡に関すること。2 復旧及び復興状況の把握に関すること。3 部所管施設及び機器の再建状況の報告に関すること。4 分野別の災害復興計画の策定に関すること。5 必要人数の調査及び報告に関すること。6 派遣職員等の受入れに関すること。7 協定団体との連絡調整に関すること。8 部所属職員の動員に関すること。9 部内の連絡調整及び協力に関すること。10 復興事業等における財政需要に関すること。11 他部への支援に関すること。
復興企画経営部	企画経営部長	<ol style="list-style-type: none">1 災害復興方針の策定に関すること。2 災害復興計画の策定の総括に関すること。3 復興に関する広報活動に関すること。4 区有施設の被災区分判定調査に関すること。5 復興事業等における財政需要の総括に関すること。6 復興対策の予算に関すること。7 復興対策の財源の確保に関すること。8 復興事業における公金の支出及び収入に関すること。
復興総務部	総務部長	<ol style="list-style-type: none">1 災害復興本部の設置に関すること。2 災害復興本部会議の運営及び庶務に関すること。3 災害復興本部の廃止に関すること。4 復旧及び復興状況の把握の総括に関すること。5 職員の再配置に関すること。6 他の地方公共団体への職員派遣の要請に関すること。7 任期付職員、会計年度任用職員等の採用に関すること。8 職員のメンタルヘルス対策に関すること。9 避難所周辺地域や応急仮設住宅地域の防犯対策に関すること。10 復興基金の創設に関すること。11 区議会に関すること。

部の名称	部長名	部の分掌事務
復興地域力推進部	地域力推進部長	1 義援金の募集及び分配に関すること。 2 消費生活相談に関すること。 3 災害証明書の発行に関すること。 4 文化・区民施設の再建に関すること。
復興スポーツ・文化・国際都市部	スポーツ・文化・国際都市部長	1 博物館及び美術館における収蔵品の管理に関すること。 2 スポーツ施設の再建に関すること。
復興区民部	区民部長	1 区民税等の徴収猶予、減免等に関すること。
復興産業経済部	産業経済部長	1 東京都の産業復興方針の策定支援に関すること。 2 被災した中小企業の支援に関すること。 3 雇用に関すること。 4 観光産業の支援及び観光対策の実施に関するこ と。
復興福祉部	福祉部長	1 被災者生活実態調査の実施に関すること。 2 要配慮者の一時入所に関すること。 3 社会福祉施設の再建に関すること。 4 在宅福祉の支援体制の整備に関すること。 5 民間社会福祉施設の支援に関すること。 6 災害救援資金等の貸付に関すること。 7 災害弔慰金等の支給に関すること。 8 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 9 要生活保護者の支援に関すること。 10 介護保険料等の徴収猶予、減免等に関するこ と。
復興健康政策部	健康政策部長	1 医療提供体制の回復に関すること。 2 保健衛生体制の回復に関すること。
復興こども家庭部	こども家庭部長	1 保育園、児童館等の再建に関すること。 2 園児等に対するメンタルヘルスケアに関する こと。 3 民間保育施設の支援に関すること。

部の名称	部長名	部の分掌事務
復興まちづくり推進部	まちづくり推進部長	1 家屋の被害調査に関すること。 2 都市復興基本方針の策定に関すること。 3 都市復興基本計画の策定に関すること。 4 復興まちづくり計画等の策定に関すること。 5 復興事業計画の策定に関すること。 6 復興事業の推進に関すること。 7 建築制限区域に関すること。 8 時限的市街地の建設等に関すること。 9 復興対象地区の設定に関すること。 10 応急危険度判定の実施に関すること。 11 応急仮設住宅の設置及び管理に関すること。 12 賃貸住宅の借上げに関すること。 13 住宅復興計画の策定に関すること。 14 区営住宅の補修及び供給に関すること。 15 情報提供等による住宅再建の支援に関するこ と。 16 地域復興協議会の支援に関すること。
復興都市基盤整備部	都市基盤整備部長	1 復旧・復興事業の推進に関すること。
復興環境清掃部	環境清掃部長	1 ごみ・がれき処理に関すること。 2 倒壊建物の解体・撤去に関すること。
復興教育総務部	教育総務部長	1 学校施設の再建に関すること。 2 授業の再開に関すること。 3 被災児童・生徒の支援に関すること。 4 私立学校等の支援に関すること。 5 文化・社会教育施設の再建に関すること。 6 文化財の復旧・復興に関すること。

備考 この表に定めるもののほか、担当部長及び参事は、当該部長補佐とする。

8 大田区被災市街地復興整備条例

平成30年10月3日
条例第53号

(目的)

第1条 この条例は、震災等により重大な被害を受けた市街地（以下「被災市街地」という。）の復興に際し、被災市街地の計画的な整備について必要な事項を定め、大田区（以下「区」という。）、区民等及び事業者が協働して、被災市街地の整備に係る対策を総合的かつ計画的に推進することにより、災害に強い活力のある市街地の形成を図り、もって安全・安心な区民生活の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者、区内の土地又は建物に関する権利を有する者及び区内で働く者又は学ぶ者をいう。
- (2) 事業者 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体及び事業活動を行う場合における個人をいう。
- (3) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項に規定する工作物をいう。
- (4) 建築 建築物等の新築、増築、改築又は移転をすることをいう。
- (5) 災害復興事業 被災市街地の復興を図るために、計画的に整備する事業をいう。
- (6) 土地区画整理事業 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業をいう。
- (7) 市街地再開発事業 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。
- (8) 都市計画事業 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業をいう。
- (9) 復興対策 震災等により重大な被害を受けた区民等の生活再建及び安定並びに被災市街地の復興を図ることをいう。
- (10) 地域協働復興 被災後において、区民等が相互に協力し、事業者、関係する団体等との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興まちづくりを進めることをいう。
- (11) 地域復興組織 地域協働復興に関する活動を行う団体をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、建築基準法の例による。

(基本理念)

第3条 区、区民等及び事業者は、被災市街地の復興に当たっては、それぞれの責務と役割を果たし、災害に強いまちづくりを協働して行うよう努めなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、被災後速やかに、東京都及び関係する地方公共団体と連携を図りつつ、都市の復興に関する基本的な方針（以下「大田区都市復興基本方針」という。）を策定し、これを公表するとともに、区民等及び事業者と協働して復興対策その他必要な施策を推進しなければならない。

2 区は、復興対策を迅速かつ計画的に行うため、平常時から職員の行動指針・手順を準備しておかなければならない。

3 区は、災害復興事業が適正かつ円滑に推進されるよう、地域特性に応じた被災後の都市の復興方針・計画の事前検討について、平常時から区民等及び事業者と協働して取り組むとともに、復興に関する意識の啓発に努めなければならない。

(区民等及び事業者の責務)

第5条 区民等は、その日常生活において、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後は、自らの生活の再建に努めるとともに、災害復興事業に協力する責務を有する。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後の事業活動を通じて市街地の復興に努めるとともに、災害復興事業に協力する責務を有する。

(復興対象地区の指定)

第6条 区長は、災害復興事業を行うに当たり、次に掲げる地区を復興対象地区として指定することができる。

- (1) 重点復興地区 震災等により、建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を受け、災害復興のための建築物等の更新及び都市基盤施設の整備（以下「都市基盤施設の整備等」という。）を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区
- (2) 復興促進地区 震災等により、相当数の建築物等が倒壊し、又は焼失し、かつ、その地区内的一部の地域が建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を受け、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区
- (3) 復興誘導地区 震災等により、建築物等が倒壊し、又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区

2 前項の規定による復興対象地区の指定の基準は、規則で定める。

3 区長は、第1項の規定により復興対象地区を指定したときは、その旨を告示するものとする。
(復興対象地区の変更等)

第7条 区長は、災害復興事業の進捗状況を考慮して必要があると認めるときは、前条第1項の規定による指定を変更し、又は廃止することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。
(都市復興基本計画の策定)

第8条 区長は、東京都都市復興基本計画との整合を図りつつ、大田区都市復興基本方針に基づき、災害復興事業を推進するための計画（以下「大田区都市復興基本計画」という。）を速やかに策定し、これを区民等及び事業者に広く公表するものとする。

2 区長は、大田区都市復興基本計画の策定に当たっては、区民等及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
(災害復興事業の推進)

第9条 区長は、重点復興地区及び復興促進地区において、大田区都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 区長は、復興誘導地区において、大田区都市復興基本計画に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 区長は、災害復興事業の推進に当たっては、区民等及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 区長は、必要に応じ、災害復興事業を行う者に対し、大田区都市復興基本計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。

(被災市街地復興推進地域の指定)

第10条 区長は、重点復興地区及び復興促進地区内において、土地の形質の変更又は建築物等の新築、増築若しくは改築を制限する必要がある地域については、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、被災市街地の復興のために特に必要と認めるときは、重点復興地区又は復興促進地区以外においても被災市街地復興推進地域を定めることができる。

(建築行為の届出)

第11条 第6条第1項に掲げる復興対象地区（前条の規定により定めた被災市街地復興推進地域を除く。）において、建築物等の建築をしようとする建築主は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる建築物等については、この限りでない。

- (1) 非常災害により必要な応急措置として建築するもの
- (2) 国、地方公共団体等が災害復興事業として建築するもの
- (3) 都市計画事業の施行として建築するもの及び都市計画に適合して建築するもの
- (4) 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するもの

- ア 階数が2以下であり、かつ、地階を有しないものであること。
- イ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- ウ 容易に移転し、又は除却することができるものであること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に災害復興事業の施行に支障がないと認める建築物等
- 2 前項の規定による届出の義務は、第6条第1項に規定する復興対象地区の指定をした日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。

(情報の提供及び協議)

第12条 区長は、前条第1項の規定による届出があった場合は、当該届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを促進するために、必要に応じて建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。

- 2 区長は、前条第1項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりのための協議を行うことができる。

(地域協働復興の活動支援)

第13条 区長は、地域協働復興に関する活動を促進するとともに、地域復興組織に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

9 大田区被災市街地復興整備条例施行規則

平成30年10月3日
規則第96号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区被災市街地復興整備条例（平成30年条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(復興対象地区の指定の基準)

第3条 条例第6条第2項に規定する復興対象地区の指定の基準は、別表のとおりとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる地区内に復興促進地区が存するときは、当該復興促進地区を重点復興地区に指定することができる。

- (1) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の3第1項第2号の規定により定められた都市再開発方針における再開発促進地区
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設のうち、道路、公園等の基幹的施設が未整備である地区
- (3) 東京都住宅マスタープラン（東京都住宅基本条例（平成18年東京都条例第165号）第17条に規定する東京都住宅マスタープランをいう。）における重点供給地域に位置付けられた地区
- (4) 大田区基本構想及び大田区基本計画に則した計画がある地区
- (5) 大田区都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2第1項の規定に基づき定める区の都市計画に関する基本的な方針をいう。）に則した計画がある地区
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める地区

(建築行為の届出)

第4条 条例第11条第1項の規定による建築行為の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の申請をしようとする日の30日前までに、建築行為届出書（別記様式）により行わなければならない。

(地域復興組織への支援)

第5条 区長は、地域復興組織に対し、まちづくりに関し専門的知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

重点復興地区	都市基盤未整備地区であって大被害地区であるもの
復興促進地区	都市基盤未整備地区であって中被害地区であるもの又は都市基盤整備済地区であって大被害地区若しくは中被害地区であるもの
復興誘導地区	都市基盤未整備地区又は都市基盤整備済地区であって小被害地区であるもの

備考

- 1 「都市基盤未整備地区」とは、被災前の都市基盤整備状況において、都市基盤整備済地区に該当しない地区をいう。
- 2 「都市基盤整備済地区」とは、被災前の都市基盤整備状況において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により整備された地区又は区長が整備済みと判断した地区をいう。
- 3 「大被害地区」とは、被害度（1の街区における全家屋棟数に占める全壊家屋、半壊家屋、全焼失家屋及び半焼失家屋の棟数を合算した棟数の割合をいう。以下同じ。）がおおむね80パ

一セント以上の街区が連なる地区をいう。

- 4 「中被害地区」とは、大被害地区に該当しない地区であって、被害度がおおむね50パーセント以上の街区が連なる地区をいう。
- 5 「小被害地区」とは、大被害地区又は中被害地区に該当しない地区であって、部分的な被害が見られる街区が連なる地区をいう。

10 物品の管理及び取扱要領

昭和 49 年 3 月 2 日総総発第 370 号区長決定
改正平成 30 年 3 月 30 日 29 総防発第 12028 号危機管理室長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、大田区物品管理規則（昭和 39 年規則第 15 号。以下「物品管理規則」という。）第 58 条に基づき、災害対策用物品（以下「物品」という。）の管理及び取扱いに関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において物品とは、防災危機管理課が受入する備品及び消耗品であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 災害の予防対策のために受入するもの
- (2) 災害の応急対策のために受入するもの
- (3) その他危機管理室長が災害対策用物品として指定したもの

(物品の指導統括及び管理)

第3条 物品の管理及び取扱いに関する事務は、危機管理室長が指導統括し、物品の管理及び取扱いは、防災危機管理課長及び第 10 条に規定する者が行う。

2 危機管理室長は、物品の管理及び取扱いについて、必要があるときは、報告を徵し、又は調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(物品の維持管理)

第4条 防災危機管理課長は、その保管している物品について、災害時に有効に機能するよう平時から当該物品の保守点検に努め、常に良好な状態にしておかなければならない。

(受入)

第5条 備品の購入等に伴う受入の手続は、物品管理規則に定める第 4 号様式を使用するものとする。この場合において、同様式の備考欄には災害対策用物品である旨を表示する。

(払出)

第6条 災害時において、大田区災害対策本部条例施行規則（昭和 49 年規則第 57 号）第 7 条第 1 項に規定する各災対部長から物品の払出請求があった場合は、同施行規則第 3 条第 3 号に規定する危機管理監は、調査の上、防災危機管理課長に命じ払い出させる。

2 物品の払出は、災害救助法による救助の実施について（昭和 40 年 5 月 11 日厚生省社会局長通知）に基づき、救助事務の処理に必要な帳簿書式を使用して管理する。

(物品の事前配備及び払出)

第7条 危機管理室長は、災害の予防又は災害時の円滑な活動を確保するため、必要があると認めるとときは、避難所、各課（所）及び民間施設等に対し物品を事前に配備しておくことができる。

2 避難所に事前配備している物品の払出は、災害対策本部からの指示に基づき、各避難所において行う。

(事故)

第8条 物品を管理し又は取り扱う者は、その物品について亡失又は損傷があったときは、直ちに危機管理室長に報告しなければならない。

2 亡失した物品が発見されたときは、前項と同様とする。

3 危機管理室長は、第 1 項の報告のうち重大事故については、区長（本部長）に報告しなければならない。

(帳簿諸表)

第9条 防災危機管理課長は、物品台帳を備え、常に物品の保管状況を明らかにしておかなければならぬ。事前に配備した物品についても同様とする。

2 避難所に事前配備している物品は、避難所運営マニュアル付属の様式を使用して、その管理状況を

明らかにしておかなければならぬ。

(事前配備物品の保管)

第10条 事前に配備した物品のうち、各課（所）に配備している物品については、当該各課（所）長が保管する。

2 避難所に事前配備した物品については、施設長が保管する。

3 民間施設に事前配備した物品については、施設長が保管する。

(細目)

第11条 危機管理室長は、物品の管理及び取扱いの細目を別に定めることができる。

(その他の手続の準用)

第12条 この要領に定めるもののほか、物品の管理及び取扱いについては、物品管理規則の規定の例により処理する。

付 則（昭和 50 年 5 月 21 日総防発第 837 号助役決定）この要領は、昭和 50 年 6 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 51 年 7 月 26 日総防発第 1047 号助役決定）この要領は、昭和 51 年 9 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 52 年 12 月 14 日総防発第 1665 号助役決定）この要領は、昭和 53 年 1 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 63 年 9 月 16 日総防発第 274 号助役決定）この要領は、昭和 63 年 10 月 1 日から適用する。

付 則（平成 7 年 11 月 28 日地防発第 392 号助役決定）この要領は、平成 7 年 11 月 28 日から適用する。

付 則（平成 14 年 4 月 1 日区防発第 1 号の 2 部長決定）この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 21 年 3 月 30 日 20 区防発第 11164 号部長決定）この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 30 年 3 月 30 日 29 総防発第 12028 号危機管理室長決定）この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

11 東京都震災対策条例

平成 12 年 12 月 22 日東京都条例第 202 号
改正 平成 25 年 10 月 1 日東京都条例第 114 号

目次

前文

第一章 総則

- 第一節 目的(第一条)
- 第二節 知事の責務(第二条—第七条)
- 第三節 都民の責務(第八条)
- 第四節 事業者の責務(第九条—第十一条)

第二章 予防対策

- 第一節 震災に関する研究、公表等(第十二条)
- 第二節 防災都市づくりの推進(第十三条)
- 第三節 都市施設及び建築物等の安全の確保(第十四条—第二十三条)
- 第四節 火災の防止等(第二十四条—第三十一条)
- 第五節 防災広報及び防災教育(第三十二条・第三十三条)
- 第六節 防災組織(第三十四条—第三十七条)
- 第七節 地域における相互支援ネットワークづくり(第三十八条)
- 第八節 ボランティアへの支援(第三十九条)
- 第九節 要援護者に対する施策(第四十条)
- 第十節 防災訓練(第四十一条・第四十二条)
- 第十一節 都民等の意見(第四十三条)

第三章 応急対策

- 第一節 応急体制等の整備(第四十四条—第四十六条)
- 第二節 避難(第四十七条—第五十一条)
- 第三節 救出及び救助の活動拠点等の確保(第五十二条)
- 第四節 帰宅困難者対策(第五十三条・第五十四条)

第四章 復興対策

- 第一節 震災復興の推進(第五十五条・第五十六条)
- 第二節 地域協働復興(第五十七条・第五十八条)

第五章 委任(第五十九条)

附則

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らしめたところである。

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためにには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまち

は自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の視点から地震に強いまちづくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し、震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

第一章 総則

第一節 目的

第一条 この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)に関する予防、応急及び復興に係る対策(以下「震災対策」という。)に関し、都民、事業者及び東京都(以下「都」という。)の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

第二節 知事の責務

(基本的責務)

第二条 知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業(以下「震災対策事業」という。)の計画(以下「震災対策事業計画」という。)を策定し、その推進を図らなければならない。

3 震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア(以下「都民等」という。)、第三十四条から第三十六条までの防災組織並びに第五十八条第一項の復興市民組織の意見を聴くよう努めなければならない。

(都民及び事業者に対する指導等)

第三条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び事業者の協力を求めるとともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

(ボランティアに対する支援)

第四条 知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

(都民等への助成)

第五条 知事は、都民等が行う震災対策活動に対して、必要な助成を行うことができる。

(区市町村との連絡調整及び助成)

第六条 知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)との連絡調整並びに区市町村が実施する震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。

2 知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。

(協力要請)

第七条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

第三節 都民の責務

第八条 都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

一 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保

二 家具の転倒防止

三 出火の防止

四 初期消火に必要な用具の準備

五 飲料水及び食糧の確保

六 避難の経路、場所及び方法についての確認

3 都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第五十七条の地域協働復興に対する理解

を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

4 都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

第四節 事業者の責務

(基本的責務)

第九条 事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第五十七条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

(事業所防災計画の作成)

第十条 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。

(事業所防災計画の届出)

第十二条 都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

第二章 予防対策

第一節 震災に関する研究、公表等

第十二条 知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

2 都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。

3 知事は、第一項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

4 知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第二節 防災都市づくりの推進

第十三条 知事は、防災都市づくり(震災を予防し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。)等について耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をいう。以下この条において同じ。)を推進するため、防災都市づくりに関する計画を策定しなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 防災都市づくりに関する施策の指針
 - 二 地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定
 - 三 重点整備地域(防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。)等の指定
- 3 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第一項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第三節 都市施設及び建築物等の安全の確保

(都市施設等の耐震性等の確保)

第十四条 知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

(一般建築物の耐震性等の確保)

第十五条 知事は、一般建築物(次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

(特殊建築物等の耐震性等の確保)

第十六条 知事は、特殊建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。)その他知事が必要と認める建築物及び地下街(消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)に規定する地下街をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助言し、若しくは勧告することができる。

(重要建築物の耐震性等の強化)

第十七条 知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

- 一 震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物

二 震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物

(公共施設等の安全の確保)

第十八条 知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋りょう、港湾その他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、それらの安全の確保に努めなければならない。

2 前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。

(都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保)

第十九条 都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を収容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。

(危険物の落下防止)

第二十条 知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

(宅地造成地の安全の確保)

第二十一条 知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

(宅地造成地の検査)

第二十二条 知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。

(地盤沈下の防止)

第二十三条 知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)の定めるところにより、地下用水について揚水の抑制に努めなければならない。

第四節 火災の防止等

(火災の防止)

第二十四条 知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。

(初期消火)

第二十五条 都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。

(火気使用器具の規制)

第二十六条 知事は、地震時に出火の危険性の高い設備及び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)の定めるところにより、必要な規制を行わなければならない。

(消防水利の確保及び消防力の強化)

第二十七条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2 知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

(建築物の不燃化)

第二十八条 知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。

2 消防法第九条の三の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。

(延焼遮断帯の整備)

第二十九条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯(火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。)の整備に努めなければならない。

(危険物取扱施設の安全の確保)

第三十条 知事は、消防法第二条第七項の危険物、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条の高圧ガスその他これらに類する危険物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

(有害物取扱施設の安全の確保)

第三十一条 知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

第五節 防災広報及び防災教育

(防災広報)

第三十二条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する広報活動を積極的に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

(防災教育)

第三十三条 都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第三十六条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第六節 防災組織

(防災市民組織)

第三十四条 知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力をを行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

(施設の防災組織)

第三十五条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

(業種別の防災組織)

第三十六条 危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取り扱う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければならない。

(防災リーダーの育成)

第三十七条 知事は、第三十四条の防災市民組織及び第三十五条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災リーダー(これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。)の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第七節 地域における相互支援ネットワークづくり

第三十八条 知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区市町村が行う地域相互支援ネットワーク(当該区市町村の区域

で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。)の育成の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第八節 ボランティアへの支援

第三十九条 知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。

第九節 要援護者に対する施策

第四十条 知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、外国人等震災時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十節 防災訓練

(防災訓練の実施)

第四十一条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、東京都規則(以下「規則」という。)の定めるところによる。

(防災組織の訓練)

第四十二条 第三十四条から第三十六条までの防災組織の責任者は、震災の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

3 知事は、第一項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。

第十一節 都民等の意見

第四十三条 都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものについて知事に意見を述べることができる。

2 都民は、第四十七条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べることができる。

3 知事は、前二項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第三章 応急対策

第一節 応急体制等の整備

(災害応急体制の整備)

第四十四条 知事は、震災における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2 知事は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。

(情報連絡体制の整備等)

第四十五条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する方法を講じなければならない。

(他団体への協力要請の方法)

第四十六条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共的団体等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

第二節 避難

(避難場所の指定)

第四十七条 知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

2 知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

(避難道路の指定)

第四十八条 知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

(避難場所及び避難道路周辺の不燃化)

第四十九条 知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

(避難誘導方法の確立)

第五十条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

(車両による避難の禁止)

第五十一条 都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第八号の車両(以下「車両」という。)を使用してはならない。

2 震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

第三節 救出及び救助の活動拠点等の確保

第五十二条 知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければならない。

4 知事は、震災時に、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第九条第一項又は災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第七十一条第一項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を説明し、協力を求めるものとする。

第四節 帰宅困難者対策

(帰宅困難者の事前準備)

第五十三条 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの(以下「帰宅困難者」という。)は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第五十四条 知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を行うよう努めなければならない。

第四章 復興対策

第一節 震災復興の推進

(震災復興体制の確立)

第五十五条 知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例(平成十年東京都条例第七十七号)に基づく体制をとるものとする。

(震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進)

第五十六条 知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から、速やかに震災復興計画を策定しなければならない。

2 知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。

3 知事は、第一項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。

4 知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。

第二節 地域協働復興

(地域協働復興に対する理解の促進等)

第五十七条 知事は、地域協働復興(震災後において、都民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。)に対する都民等の理解を深めるよう努めるとともに、都民の自発的な意思に配慮して、地域協働復興に関する活動を促進しなければならない。

(復興市民組織)

第五十八条 知事は、区市町村が行う復興市民組織(地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう。以下同じ。)の育成に対し、支援及び協力をを行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

2 知事は、地域協働復興に関する活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

第五章 委任

第五十九条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第一二四号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第一一四号)

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五十四号)第三条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日＝平成二五年一〇月一日)

12 東京都震災対策条例施行規則

平成 13 年 3 月 30 日

規則第 52 号

東京都震災対策条例施行規則を公布する。

東京都震災対策条例施行規則

東京都震災予防条例施行規則(昭和 47 年東京都規則第 85 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都震災対策条例(平成 12 年東京都条例第 202 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事業所防災計画に規定すべき事項)

第 2 条 条例第 10 条の規定に基づき事業者が作成する事業所防災計画に規定すべき事項は、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画その他の防災上必要な事項とし、消防総監が別に定める。

(事業所防災計画を届け出なければならない施設)

第 3 条 条例第 11 条に規定する知事が指定する施設は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条に規定する指定公共機関、指定地方公共機関その他これらに準ずる機関が管理する施設のうちから、消防総監が別に定める。

(事業所防災計画の届出)

第 4 条 条例第 11 条の規定による届出をしようとする事業者は、消防総監が別に定める様式による届出書を、所轄の消防署長を経由して消防総監に提出しなければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正副各 1 部とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、届出に関し必要な事項は、消防総監が定める。

(地域危険度の測定)

第 5 条 知事は、条例第 12 条第 1 項に規定する地震に関する地域の危険度の調査及び研究に係る測定については、おおむね 5 年ごとに実施しなければならない。

(強震計を設置する工作物)

第 6 条 条例第 12 条第 2 項の規定により強震計を設置する工作物は、次に掲げるものとする。

- 一 公立学校
- 二 公営共同住宅
- 三 庁舎及び公会堂
- 四 橋及び鉄道
- 五 ダム、堤防及び水門
- 六 岸壁及びさん橋
- 七 その他防災対策上特に重要な工作物

2 前項の工作物に強震計を設置するときは、地盤の性質、工作物の構造及び用途並びに強震計の地域的分布を考慮しなければならない。

(特殊建築物等の指定)

第 7 条 条例第 16 条の規定により知事が指定する特殊建築物及び地下街は、東京都建築基準法施行細則(昭和 25 年東京都規則第 194 号)第 10 条の表の(い)欄各項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が、同表の(ろ)欄の当該各項に掲げる規模又は階のものとする。

(重要建築物の種類)

第8条 条例第17条第1号のその他の官公庁建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防署、警察署、都の本庁舎、地域防災センター及び防災通信施設
- 二 建設事務所、東京港建設事務所、東京港管理事務所及び空港管理事務所
- 三 治水事務所
- 四 都立葬儀所
- 五 保健所、浄水場、給水所及び下水処理場
- 六 防災備蓄倉庫及び中央卸売市場
- 七 災害対策住宅及び職務住宅

2 条例第17条第2号のその他これらに準ずる建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 東京都養護老人ホーム条例(平成11年東京都条例第136号)に規定する養護老人ホーム及び東京都立ナーシングホーム条例(平成11年東京都条例第135号)に規定するナーシングホーム
- 二 都立の障害児者施設

(落下危険物の安全性の基準)

第9条 条例第20条に規定する落下危険物の落下を防止するための防災上安全な基準は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第39条の定めによる。

(宅地造成地の安全性の基準)

第10条 条例第21条に規定する宅地造成地の地震に対する防災上安全な基準は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第2章に定める工事の技術的基準とする。

(有害物取扱施設の安全性の基準)

第11条 条例第31条に規定する有害物を取り扱う施設の防災上安全な基準は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第13条に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める基準とする。

(防災訓練の範囲)

第12条 条例第41条第1項に規定する防災訓練は、次に掲げるものとする。

- 一 東京都が主催するもの
- 二 警視庁又は警察署が主催するもの
- 三 東京消防庁又は東京消防庁所管の消防署が主催するもの

(災害補償の実施)

第13条 知事は、条例第41条第2項の規定に基づき、前条の防災訓練に参加した者が、当該防災訓練上の事故(以下単に「事故」という。)により、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、その者に係る災害補償として、次条から第17条まで及び第19条から第22条までに定めるところにより災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、支給する。

(災害補償の種類)

第14条 前条の規定により知事が支給する災害補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 入院療養補償
- 二 通院療養補償
- 三 休業補償
- 四 後遺障害一時金
- 五 死亡一時金

(災害補償の金額)

第 15 条 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償は、事故により負傷した者が、別表第 1 の上欄に掲げる区分に応じて、同表中欄に掲げる災害補償の要件に該当する場合に、同表下欄に掲げる方法により計算して得た金額を支給する。ただし、同一の事故により入院療養補償及び通院療養補償を併せて行う場合には、315,000 円を限度とする。

(後遺障害一時金)

第 16 条 後遺障害一時金は、第12条の防災訓練に参加した者が、事故により障害の状態になった場合で、当該障害が固定した日から起算して 180 日以内で、かつ、事故発生の日から起算して 1 年 6 箇月以内において、別表第 2 に定める後遺障害があるときに、当該後遺障害の程度に対応する等級ごとに定める金額を支給する。ただし、当該後遺障害が同表に定める後遺障害の二以上に該当する場合の等級は、重い後遺障害に対応する等級による。

2 事故発生の日から起算して 1 年 6 箇月を経過してもなお治療を要する場合で、かつ、別表第 2 に定める後遺障害があるため、知事が補償を行う必要があると認めたときは、同項の規定を準用する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、障害のある者が、事故を原因として同一部位について障害の程度を加重することとなった場合には、これらの規定の例により算出した金額から従前の障害に対応するこれらの規定の例により算出した金額を差し引いた金額を支給する。

(死亡一時金)

第 17 条 死亡一時金は、第12条の防災訓練に参加した者が、事故を原因として、事故発生の日から起算して 180 日を経過する日までに死亡した場合に、その者の遺族(特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和41年東京都条例第84号)第11条の規定において、「遺族補償金」を「死亡一時金」と、「消防団員等」を「死亡した者」と読み替えて準用する遺族とする。以下同じ。)に対し支給し、その額は、700 万円とする。

(訓練会場までの往復経路上の事故に対する災害補償)

第 18 条 知事は、第12条に規定する防災訓練に参加するため防災訓練会場までの往復経路(合理的な経路及び方法によるものに限る。)上において、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、前 3 条の規定を準用する。ただし、支給する金額は、これらの規定に従って算出した金額の二分の一を限度として知事が定めるものとする。

(災害補償金計算の特例)

第 19 条 正当な理由なくその治療を怠ったため、障害の程度を加重することとなった場合は、その影響がなかったものとして、前四条の規定を適用する。

2 事故等(事故及び前条に規定する場合をいう。以下同じ。)の発生時に既に有していた疾病又は事故等後その障害の原因となった事故等と関係なく生じた障害若しくは疾病的影響により、当該障害の程度を加重することとなったときは、それらの影響がなかったものとして、前 4 条の規定を適用する。

3 知事は、災害補償の原因となった事故等の発生について本人に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じてその災害補償の金額を減額することができる。

(防災訓練に係る災害補償の認定)

第 20 条 第12条に規定する防災訓練の主催者(以下「主催者」という。)は、その主催した防災訓練において事故等が発生した場合は、事故等の発生の日から 7 日以内に知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けた場合は、その内容を審査した結果、災害補償の対象になると決定したときは、主催者を経由して、その補償を受けるべき者又は遺族に対し、速やかに災害補償の認定の通知をしなければならない。

(災害補償の請求及び決定)

第 21 条 災害補償を受けようとする者は、前条第 2 項の災害補償の認定の通知を受けた後、次の各号の区分に応じてそれぞれ当該各号に定めるときに、知事に速やかに補償の請求を行わなければならない。

- 一 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償 当該療養又は休業が終了したとき。
ただし、その療養又は休業が 1 月を超えるときは、1 月ごとに、当該月を経過したとき。
- 二 後遺障害一時金 当該後遺障害が固定したとき。
- 三 死亡一時金 災害認定の通知を受けたとき又は、事故等の発生の日から起算して 180 日を経過する日までに死亡した場合の当該死亡したとき。

2 知事は、前項の規定による補償の請求を受けたときは、速やかに災害補償金額を決定し、その旨を請求者に対して通知しなければならない。

(災害補償に係る事項の委任)

第 22 条 第13条から前条までに定めるもののほか、防災訓練に参加した者に対する災害補償に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

(避難場所の指定基準)

第 23 条 条例第47条第 1 項に規定する避難場所は、次に掲げる条件を満たしていないなければならない。

- 一 周辺の市街地構成の状況から大震火災時のふく射熱に対して安全な面積を有する場所であること。
- 二 避難場所の内部において震災時に避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。

(避難道路の指定基準)

第 24 条 条例第48条に規定する避難道路は、避難場所と当該避難場所に避難しなければならない人の居住地との距離が長く、又は火災による延焼の危険性が著しく、自由に避難することが困難な地域について指定するものとする。

2 前項に規定する避難道路は、幅員 15 メートル以上のものとする。

(避難場所又は道路の指定等の告示)

第 25 条 知事は、条例第47条の避難場所又は条例第四十八条の避難道路を指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。

(土地及び家屋の利用計画)

第 26 条 条例第52条第 2 項に規定する土地及び家屋の利用計画には、次に掲げる事項のための利用方法を定めるものとする。

- 一 救出及び救助活動
- 二 災害時におけるヘリコプター緊急離着陸
- 三 ボランティアの活動
- 四 生活物資の集積及び輸送

- 五 公営住宅等の建設
- 六 庁舎の建設
- 七 その他知事が必要と認める事項

(活動拠点の指定等の告示)

第 27 条 知事は、条例第52条第4項に規定する救出及び救助の活動拠点を指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に知事及び区市町村が行う防災訓練に参加した都民が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けた場合で、施行日において現に補償の決定を受けていない都民に対する補償については、この規則による改正後の東京都震災対策条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第 13 条から第 22 条までの規定を適用する。
- 3 この規則の施行の際現に特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の例により補償を受けている者又は補償の決定を受けている者に対する補償については、改正後の規則第 13 条から第 22 条までの規定にかかわらず、同条例の例による。

附 則(平成 20 年規則第 107 号)

この規則は、公布の日から施行する。

13 東京都帰宅困難者対策条例

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害(以下「大規模災害」という。)が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない場合において、多数の帰宅困難者(事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものという。)が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都(以下「都」という。)、都民及び事業者(事業を行う法人その他団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。)の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

(知事の責務)

- 第二条 知事は、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。
- 2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

(都民の責務)

- 第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。
- 2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。
- 2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。
- 4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例(平成十二年東京都条例第二百二号)第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

(帰宅困難者対策実施状況の報告)

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等(前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。)に報告を求めることができる。

(事業者等に対する支援)

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

(従業者の一斉帰宅抑制)

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(公共交通事業者等による利用者の保護)

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内の待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内の待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
(学校等における生徒等の安全確保)

第九条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。)第一条に規定する学校をいう。)、専修学校(法第百二十四条に規定する専修学校をいう。)及び各種学校(法第百三十四条に規定する各種学校をいう。)並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章 安否確認及び情報提供

(安否確認及び情報提供のための体制整備)

第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報(以下「災害関連情報等」という。)の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

(安否確認手段の周知等)

第十一條 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章 一時滞在施設の確保

(一時滞在施設の確保等)

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設(以下この条において「一時滞在施設」という。)を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章 帰宅支援

(帰宅支援)

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生

時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション(徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。)を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章 雜則

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

14 災害対策基本法（抜粋）

昭和36年11月25日法律第 223号

改 正 令和3年5月10日法律第30号

（目的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に
関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立
し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復
旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的
かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保
に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発
生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復
を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保する
とともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保
協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主
体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及
び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限り的
確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分するこ
とにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、
障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興
を図ること。

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並
びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地
方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に
に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当
該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図る
ほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に發揮する
よう努めなければならない。
- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項
に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければなら
ない。

（地方公共団体相互の協力）

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすた
め必要があるときは、相互に協力するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役
割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない

い。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのつとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 前二項に規定するものほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するよう努めなければならない。

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約)で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求)

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議(地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。)は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(市町村災害対策本部)

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

- 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(職員の派遣の要請)

- 第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

- 第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。
- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。
- 3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

(派遣職員の身分取扱い)

- 第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(防災教育の実施)

第四十七条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

- 2 災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災訓練義務)

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るために必要があると認めるとときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができ

る。

- 3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。
- 4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私 の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第四十九条の三 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務 又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等（災害応急対 策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災 害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同 ジ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者 等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により 作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。） を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られないこの限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(個別避難計画の作成)

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行 動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下 「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画 を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行 動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画 情報の提供に係る事項について説明しなければならない。
- 3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避 難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者

- について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。) の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるとときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
- 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報をを利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(被害状況等の報告)

第五十三条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

- 2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 4 指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害又は特定災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 6 市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第一項の規定による報告を行うことができなくなったときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 7 都道府県の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該都道府県が第二項の規定による報告を行うことができなくなったときは、指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 8 内閣総理大臣は、第一項から第四項までの規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

- 第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(警報の伝達等のための通信設備の優先利用等)

- 第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

(市町村長の避難の指示等)

- 第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

きる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。
前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

- 第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。
- 2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
 - 3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
 - 4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

（指定行政機関の長等による助言）

- 第六十一条の二 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

（避難の指示のための通信設備の優先利用等）

- 第六十一条の三 第五十七条の規定は、市町村長が第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示する場合（同条第六項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。）について準用する。

（広域避難の協議等）

第六十一条の四 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が
第六十一条の五

(市町村長による都道府県外広域避難の協議等)

第六十一条の六

(市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職權を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職權を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職權を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職權を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

(応急公用負担等)

第六十四条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

- 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。
- 3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。
- 4 市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- 5 前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。
- 6 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。

- 7 前条第二項の規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。
- 8 第一項及び第二項前段の規定は、市町村長その他第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項又は第二項前段に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 9 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用する第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。
- 10 前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

第六十五条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

- 2 第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（災害時における漂流物等の処理の特例）

第六十六条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）第二十九条第一項に規定する漂流物又は沈没品を取り除いたときは、警察署長等は、同項の規定にかかわらず、当該物件を保管することができる。

- 2 水難救護法第二章の規定は、警察署長等が前項の規定により漂流物又は沈没品を保管した場合について準用する。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（災害派遣の要請の要求等）

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

- 2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。
- 3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(指定行政機関の長等による応急措置の代行)

第七十八条の二 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、法令又は防災計画の定めるところにより、当該市町村の市町村長が第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

- 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 第一項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(避難所における生活環境の整備等)

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行)

第八十六条の十三 内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるとときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置の全部若しくは一部を当該市町村長に代わって実施し、又は当該都道府県の知事が第八十六条の十一前段並びに第八十六条の九第八項並びに第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定により実施すべき措置（第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定による報告を除く。）の全部若しくは一部を当該都道府県知事に代わって実施しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により市町村長又は都道府県知事の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 第一項の規定による内閣総理大臣の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(被災者の運送)

第八十六条の十四 都道府県知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認める

きは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請することができる。

- 2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、被災者の保護の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

(安否情報の提供等)

第八十六条の十五 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報（次項において「安否情報」という。）について照会があつたときは、回答することができる。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(罹（り）災証明書の交付)

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るために、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被災者台帳の作成)

第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

- 2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 六 援護の実施の状況
- 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

- 3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目

的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(台帳情報の利用及び提供)

第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- 一 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- 2 前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(激甚（じん）災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等)

第九十七条 政府は、著しく激甚（じん）である災害（以下「激甚（じん）災害」という。）が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚（じん）災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

(特別区についてのこの法律の適用)

第百十条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

15 災害救助法（抜粋）

昭和22年10月18日法律 第 118号

改正 平成3年5月10日法律 第30号

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一條において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条例並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

2 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項（同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村（次項及び第十一條において「本部所管区域市町村」という。）の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前項の規定の適用がある場合又は同法第二十三条の三第二項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による救助を行うときは、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

（救助の種類等）

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 四 医療及び助産
 - 五 被災者の救出
 - 六 被災した住宅の応急修理
 - 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - 八 学用品の給与
 - 九 埋葬
 - 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2 前項の救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。
- 3 救助の程度、方法及び期間に關し必要な事項は、政令で定める。

（事務処理の特例）

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととができる。

2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、

都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(費用の支弁区分)

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

- 2 第七条第五項の規定による実費弁償及び第十二条の規定による扶助金の支給で、第七条第一項の規定による従事命令又は第八条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事等の統括する都道府県等が、第七条第二項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をした都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。
- 3 第九条第二項の規定により準用する第五条第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

(災害救助基金)

第二十二条 都道府県等は、前条第一項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

第二十三条 災害救助基金の各年度における最少額は次の各号に掲げる都道府県等の区分に応じ当該各号に定める額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県等は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。

第二十八条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額を超えて積み立てられている都道府県は、区域内の市町村が災害救助の資金を貯蓄しているときは、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。

(繰替支弁)

第三十条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村等に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

16 救助の程度・方法及び期間

災害救助法施行細則（昭和38年10月5日 東京都規則第136号 令和5年6月20日施行）による

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
救助の対象及び方法		費用の種類及び限度額等	
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	<p>一 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>二 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用するすることが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又は他の適切な方法により実施するものとする。</p> <p>三 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	<p>一 避難所設置のため支出できる費用は、一人一日当たり三百四十円とし、その費用の種類は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(一) 法第四条第一項第一号の避難所 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費</p> <p>(二) 法第四条第二項の避難所 災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金及び光熱水費</p> <p>二 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p>
応急仮設住宅		応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。	<p>一 建設型応急住宅</p> <p>(一) 建設型応急住宅の設置に当たつては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用するこことが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。</p> <p>(二) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置の</p> <p>一 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から二十日以内に着工しなければならない。</p> <p>二 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速や</p>

		<p>ために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千円以内とする。</p> <p>(三) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。</p> <p>(四) 福祉仮設住宅(老人介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮をする複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できるものとする。</p> <p>(五) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p>	<p>かに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。</p> <p>三 建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限内とする。</p>
炊き出し	炊き出し	<p>一 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害</p>	<p>炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人</p>

その他のによる食品の給与及び飲料水の供給	その他のによる食品の給与	<p>により現に炊事のできない者に対して行うものとする。</p> <p>二 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。</p>	一日当たり千二百三十円以内とする。	は、災害発生の日から七日以内とする。																					
飲料水の供給	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>一 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等)により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>二 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>(一) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(二) 日用品</p> <p>(三) 炊事用具及び食器</p> <p>(四) 光熱材料</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり一又は二の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>一 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯 区分</th><th>夏季(四月 から九月 まで)</th><th>冬季(十月 から翌年 三月まで)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人 世帯</td><td>19,200 円</td><td>31,800 円</td></tr> <tr> <td>二人 世帯</td><td>24,600 円</td><td>41,100 円</td></tr> <tr> <td>三人 世帯</td><td>36,500 円</td><td>57,200 円</td></tr> <tr> <td>四人 世帯</td><td>43,600 円</td><td>66,900 円</td></tr> <tr> <td>五人 世帯</td><td>55,200 円</td><td>84,300 円</td></tr> <tr> <td>六人</td><td>55,200 円</td><td>84,300 円</td></tr> </tbody> </table>	季別 世帯 区分	夏季(四月 から九月 まで)	冬季(十月 から翌年 三月まで)	一人 世帯	19,200 円	31,800 円	二人 世帯	24,600 円	41,100 円	三人 世帯	36,500 円	57,200 円	四人 世帯	43,600 円	66,900 円	五人 世帯	55,200 円	84,300 円	六人	55,200 円	84,300 円	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から十日以内とする。
季別 世帯 区分	夏季(四月 から九月 まで)	冬季(十月 から翌年 三月まで)																							
一人 世帯	19,200 円	31,800 円																							
二人 世帯	24,600 円	41,100 円																							
三人 世帯	36,500 円	57,200 円																							
四人 世帯	43,600 円	66,900 円																							
五人 世帯	55,200 円	84,300 円																							
六人	55,200 円	84,300 円																							

			以上 の世 帯	に世帯人 員が六人 以上一人 を増すご とに 8,000 円を加算 した額	に世帯人 員が六人 以上一人 を増すご とに 11,600 円 を加算し た額	
二 住家の半壊、半焼又は床 上浸水により被害を受け た世帯						
			季別 世帯 区分	夏季(四月 から九月 まで)	冬季(十月 から翌年 三月まで)	
			一人 世帯	6,300 円	10,100 円	
			二人 世帯	8,400 円	13,200 円	
			三人 世帯	12,600 円	18,800 円	
			四人 世帯	15,400 円	22,300 円	
			五人 世帯	19,400 円	28,100 円	
			六人 以上 の世 帯	19,400 円 に世帯人 員が六人 以上一人 を増すご とに 2,700 円を加算 した額	28,100 円 に世帯人 員が六人 以上一人 を増すご とに 3,700 円を加算 した額	
医 療 及 び 助 産	医 療	一 医療は、災害のため医療 の途を失った者に対して、応 急的に処置するものとする。 二 医療は救護班によつて 行うものとする。ただし、急 迫した事情があり、やむを得 ない場合においては、病院又 は診療所(あん摩マツサージ 指圧師、はり師、きゅう師等 に関する法律(昭和二十二年 法律第二百十七号)に規定す	医療のため支出できる費用 は、救護班による場合は使用 した薬剤、治療材料及び破損 した医療器具の修繕等の実 費とし、病院又は診療所によ る場合は国民健康保険の診 療報酬の額以内とし、施術者 による場合は協定料金の額 以内とする。	医療を実施で きる期間は、 災害の発生の 日から十四日 以内とする。		

	<p>るあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことのできるものとする。</p> <p>三 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(一)診療</p> <p>(二)薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(三)処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(四)病院又は診療所への収容 (五)看護</p>		
助産	<p>一 助産は、災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行うものとする。</p> <p>二 助産は次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(一) 分べんの介助</p> <p>(二) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(三) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の八割以内の額とする。</p>	<p>助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とする。</p>
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。	被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	被災者の救出期間は、災害発生の日から三日以内とする。
被災した住宅の応急修理	<p>住宅の応急修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。</p> <p>一 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者</p> <p>二 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半</p>	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次の額以内とする。</p> <p>一 二に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円 二 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円</p>	<p>住宅の応急修理は、災害発生の日から三月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二百二十三条の三第一項に規定する特定災害</p>

	壊した者(前号に該当する者を除く。)		対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内)に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		
学用品の給与	<p>一 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。</p> <p>二 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>(一) 教科書 (二) 文房具 (三)通学用品</p>	<p>学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。</p> <p>一 教科書代</p> <p>(一) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費</p> <p>(二) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>二 文房具及び通学用品小学校児童一人につき四千八百円中学校生徒一人につき五千百円高等学校等生徒一人につき五千六百円</p>	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については、十五日以内とする。

埋葬	<p>一 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>二 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。</p> <p>(一) 棺(附属品を含む。)</p> <p>(二) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>(三) 骨つぼ及び骨箱</p>	<p>埋葬のため支出できる費用は、一体当たり、大人二十一万九千百円以内、小人十七万五千二百円以内とする。</p>	<p>埋葬を実施できる期間は、災害の発生の日から十日以内とする。</p>
死体の搜索	<p>死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p>	<p>死体の搜索のため、支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>死体の搜索の期間は、災害発生の日から十日以内とする。</p>
死体の処理	<p>一 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>二 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理</p> <p>(二) 死体の一時保存</p> <p>(三) 検案</p> <p>三 検案は、原則として救護班によつて行うものとする。</p>	<p>死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内の額とする。</p> <p>二 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は一体当たり五千五百円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>三 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。</p>	<p>死体の処理の期間は、災害発生の日から十日以内とする。</p>
災害によつて住居又	<p>障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物</p>	<p>障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な</p>	<p>障害物の除去の期間は、災害発生の日か</p>

はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。	機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行つた一世帯当たりの平均が十三万八千七百円以内の額とする。	ら十日以内とする。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。</p> <p>(一)被災者(法第四条第二項の救助にあつては避難者)の避難に係る支援 (二)医療及び助産 (三)被災者の救出 (四)飲料水の供給 (五)死体の搜索 (六)死体の処理 (七)救済用物資の整理配分</p>	救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

17 激甚災害指定基準

平成 12 年 3 月 24 日 中央防災会議決定

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法 2 章（3 条～4 条）（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	<p>次のいずれかに該当する災害 (A 基準)</p> <p>事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額のおおむね 0.5% を超える災害 (B 基準)</p> <p>事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額のおおむね 0.2% を超える災害</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入総額の 25% を超える災害 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込額が当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の 5% を超える災害
激甚法 5 条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	<p>次のいずれかに該当する災害 (A 基準)</p> <p>事業費査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額の 0.5% を超える災害 (B 基準)</p> <p>事業費査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.15% を超える災害</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一の都道府県内の事業費査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の 4% を超える災害 2 一の都道府県内の事業費査定見込額が 10 億円を超える災害
激甚法 6 条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	<p>次の 1 及び 2 の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除外</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 激甚法 5 条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 1.5% を超える災害により激甚法 8 条の措置が適用される激甚災害
激甚法 8 条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 (A 基準)</p> <p>農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.5% を超える災害 (B 基準)</p> <p>農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.15% を超える災害</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>一つの都道府県内の該当災害に係る特別被害農業者数が当該都道府県内の農業を主業とする者の数が 3% を超える災害</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法 12 条、13 条、15 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準)</p> <p>中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね 0.2%を超える災害</p> <p>(B基準)</p> <p>中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額の 0.06%を超える災害</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の 2%を超える災害</p> <p>ただし、火災の場合又は激甚法 12 条の適用がある場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある</p>
激甚法 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17 条、18 条（私立学校施設災害復旧事業の補助等）、19 条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く
激甚法 22 条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準)</p> <p>滅失住宅戸数が被災地全域で 4,000 戸以上の災害</p> <p>(B基準)</p> <p>次の 1、2 のいずれかに該当する災害</p> <p>1 滅失住宅戸数が被災地全域で 2,000 戸以上</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で 200 戸以上</p> <p>(2) 一市町村の区域内の住宅戸数の 10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数が被災地全域で 1,200 戸以上</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で 400 戸以上</p> <p>(2) 一市町村の区域内の住宅戸数の 20%以上</p> <p>ただし、火災の場合の被災地域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置を講ずることがある。</p>
激甚法 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法 2 章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法 5 条の措置が適用される災害</p>
上記以外の措置	災害発生のつど被害の実情に応じ個別に考慮

18 局地激甚災害指定基準

平成 12 年 3 月 24 日 中央防災会議決定

局 地 激 甚 災 害 指 定 基 準	適 用 条 項
<p>災害復旧事業等（激甚法3条1項1号及び3号～14号の事業）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える場合（当該査定事業費1,000万円未満は除外）</p> <p>ただし、査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く</p>	<p>激甚法2章（3条～4条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p>
<p>農地等災害復旧事業（激甚法5条1項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額が当該市町村の当該年度の農業所得推定額が10%を超える場合（当該経費の額1,000万円未満は除外）</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く</p>	<p>激甚法5条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</p> <p>激甚法6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例</p>
<p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10%に該当する場合（当該被害額1,000万円未満は除外）</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね、5,000万円未満を除く。</p>	<p>激甚法12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p> <p>激甚法13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</p> <p>激甚法15条 中小企業者に対する資金の融通に関する特例</p>
激甚法2章又は5条の措置が適用される場合	<p>激甚法24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p>

19 災害報告取扱要領

平成 11 年 4 月 東京都総務局災害対策部

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に定める災害をいう。

3 報告義務

災害対策基本法第 53 条及び消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 22 条の規定に基づき、区市町村長は、必要な報告を東京都知事に行い、都知事は、区市町村長の報告を整理して内閣総理大臣及び消防庁長官に報告するものとする。

なお、各区市町村は、被害状況の把握にあたっては、当該区市町村の警察署、消防署等と密接な連絡を保つものとする。

また、関係防災機関は、「東京都地域防災計画」に基づき、区市町村に準じて東京都知事に報告を行うものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (2) 都道府県、又は区市町村が災害対策本部を設置したもの。
- (3) 災害が当初は軽微であっても、今後拡大発展するおそれのあるもの、又は 2 都道府県以上にまたがるもので、1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの。

5 報告の種類・期日等

- (1) 報告の種類、入力期限、入力画面は次のとおりとする。

報告の種類	入力期限	入力画面
発災通知	即時	発災情報入力
被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	被害第一報入力、 被害報告、 態勢入力、措置入力
要請通知	即時	要請入力
確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	被害報告、 態勢入力、措置入力
災害年報	4 月 20 日	被害報告、態勢入力

- (2) 「発災通知」は、被害の発生を確認後、直ちに発災情報入力画面により報告するものとする。
- (3) 「被害措置概況速報」は、災害名命名後、直ちに被害第一報入力画面により報告し、その後の被害状況の把握及び災害対応状況により、それぞれ被害報告、態勢入力及び措置入力画面により報告するものとする。

なお、被害報告、態勢入力及び措置入力画面による報告については、都が入力について期限を指定する場合もある。

- (4) 「要請通知」は、都に対し要請がある場合に要請入力画面により報告する。

- (5) 「確定報告」は、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの。
- (6) 「災害年報」は、毎年1月1日から12月31までの被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを被害報告及び態勢入力画面により報告するものとする。
- (7) 「東京都災害情報システム」の端末が未設置の防災機関と端末等の障害によりデータ入力が出来ない機関は、次表に示す様式に記入の上、災害対策部（本部）へ報告することとする。
報告にあたっては、ファクシミリを使用することとし、使用が不可能な場合には、様式にしたがって、電話等により口頭で報告することとする。

報告内容	様式
発災通知	第1号様式
被害第一報	第2号様式
被害報告	第3号様式
活動態勢	第4号様式
措置状況	第5号様式
要請情報	第6号様式

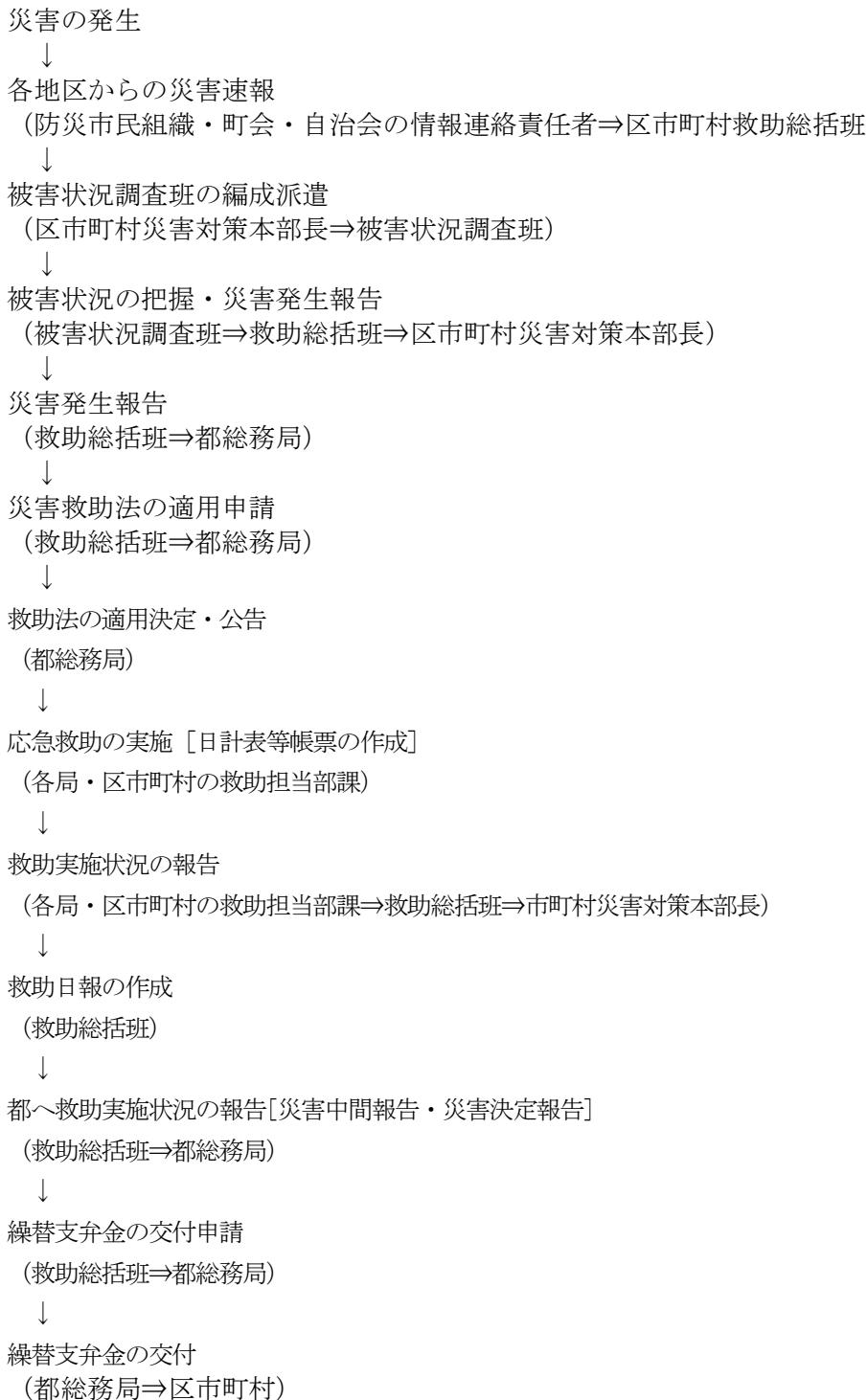
- (8) 「東京都災害情報システム」の入力画面については、「東京都災害情報システム端末機操作マニュアル」により、行うものとする。

第2 被害程度の認定基準

区分	基準
人的被害	<p>1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実なもの。</p> <p>2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。</p> <p>3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者うち1月以上の治療を要する見込みのもの。</p> <p>4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者うち1月末満で治療できる見込みのもの。</p>
住家被害	<p>1 「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>2 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>3 「大規模半壊」とは、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積が50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。</p> <p>4 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>5 「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</p> <p>6 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊に該当しないが、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないもの。</p> <p>7 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものの</p>
非住家の被害	<p>1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>2 「公共建物」とは、例えば役所庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。</p> <p>3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土壌、車庫等の建物とする。</p> <p>4 非住家被害とは、全壊または半壊の被害を受けたものののみを記入する。</p>
その他	<p>1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または土砂等の堆積のため、耕作が不能になつたもの。</p> <p>2 「田の冠水」とは、稻の穂先が見えなくなる程度に水につかつたものとする。</p> <p>3 「田の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて扱う。</p> <p>4 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</p> <p>5 「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。</p> <p>6 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</p> <p>7 「河川」とは、河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</p> <p>8 「港湾」とは、港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。</p> <p>9 「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用</p>

区分	基準
	<p>される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</p> <p>10 「清掃施設」とは、ごみ処理及び屎処理施設とする。</p> <p>11 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。</p> <p>12 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</p> <p>13 「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。</p> <p>14 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</p> <p>15 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</p> <p>16 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</p> <p>17 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</p> <p>18 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えは寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。</p> <p>19 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。</p>

第3 救助法上（災害の発生から終了まで）必要な関係帳票一覧



20 水防法（抜粋）

昭和24年6月4日号外法律第193号
改正 令和3年5月10日法律第31号

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、駿潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、隨時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険である

と認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めるべきである。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 國土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十二条 都道府県知事は、前条第二項の規定により國土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十三条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(國土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十四条 國土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十二条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十号第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
 - 一 第十二条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
 - 3 第二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
 - 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の災害を生ずるおそれがある呼応髓、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものも含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮をする者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参照して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当

- 該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
 - 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
 - 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
 - 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(水防警報)

- 第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
 - 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。
 - 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(警戒区域)

- 第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

- 第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

21 被災者生活再建支援法（抜粋）

平成10年5月22日法律第66号
平成23年8月30日号外法律第100号
令和2年12月4日付第69号

（目的）

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - ロ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）
- ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

（被災者生活再建支援金の支給）

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

- 2 被災世帯（被災世帯であつて自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第七項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）のうち前条第二号イからニまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。
 - 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円
 - 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
 - 三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（第五項第三号において「公営住宅」という。）を除く。）を賃借する世帯 五十万円
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

- 4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 百万円
 - 二 その居住する住宅を補修する世帯 五十万円
 - 三 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 二十五万円
- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。
- 7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする。

(以下 略)

22 被災者生活再建支援法施行令（抜粋）

平成10年11月5日政令第361号
平成25年6月21日号外政令第187号
令和2年12月4日付第341号

（支援金の支給に係る自然災害）

第一条 被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

- 一 自然災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害（同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害
- 二 自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害
- 三 自然災害により百以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害
- 四 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において第一号又は第二号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口（地方自治法第二百五十四条に規定する人口をいう。次号及び第六号において同じ。）十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 五 第三号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 六 第三号又は第四号に規定する都道府県が二以上ある場合における市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五（人口五万未満の市町村にあっては、二）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

（構造耐力上主要な部分）

第二条 法第二条第二号ニの政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、柱等は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に定めるものとする。

（特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例）

第三条 法第三条第四項の政令で定める世帯は、次に掲げる世帯（同条第二項第一号に掲げる世帯であるものを除く。以下「特定長期避難世帯」という。）とする。

- 一 当該自然災害について災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項若しくは第六項の規定による立退きの勧告若しくは指示又は同法第六十一条第一項の規定による立退きの指示（以下「避難勧告等」という。）がその区域の全部について行われた市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に当該避難勧告等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難勧告等が行われている期間が通算して三年を経過したもののうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法第六十条第五項（同法第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされた日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの
- 二 当該自然災害について災害対策基本法第六十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による警戒区域への立入りの制限若しくは禁止又は

警戒区域からの退去の命令（以下「立入制限等」という。）がその区域の全部について行われた市町村の区域内に当該立入制限等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過したもののうち、当該市町村の区域の全部又は一部が警戒区域でなくなった日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

- 2 法第三条第四項の政令で定める額は、同条第二項の規定による額（同条第三項に規定する場合にあっては、同項の規定による額）に七十万円を加えた額（その額が三百万円を超えるときは、三百万円）とする。
- 3 前二項の規定は、法第二条第二号ハに該当する単数世帯について準用する。この場合において、第一項中「同条第二項第一号」とあるのは「同条第七項において読み替えて準用する同条第二項第一号」と、前項中「同条第二項」とあるのは「同条第七項において読み替えて準用する同条第二項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第七項において読み替えて準用する同条第三項」と、「七十万円」とあるのは「五十二万五千円」と、「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。

（支援金の支給の申請）

第四条 法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号又は第五項各号（これらの規定を同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額及び前条第二項（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による加算額に係る部分を除く。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県（当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人。以下この条において同じ。）に提出してしなければならない。

- 2 法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号又は第五項各号に定める額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して三十七月を経過する日までに、申請書に、同条第二項各号又は第五項各号に掲げる世帯に該当することを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。
- 3 法第三条第一項の規定による支援金（前条第二項に規定する加算額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該避難勧告等又は立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が特定長期避難世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。
- 4 前三項の規定にかかわらず、都道府県は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯の世帯主がこれらの規定に規定する期間内に法第三条第一項の規定による支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

（以下 略）